

広島県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市大和町大草字八谷二一四九六の一三〇、二一四九六の一六九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため